

福知山市入札監視委員会（ 令和3年度 第2回 ） 議事概要

開催日時及び場所	令和3年11月26日（金） 午後2時00分～午後4時15分 市民交流プラザふくちやま 市民交流スペース		
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>おぎの</small> 萩野 <small>しんいち</small> 伸一（弁護士） 委員 <small>きくた</small> 菊田 <small>まなみ</small> 学美（行政書士・特定社会保険労務士） 委員 <small>よしだ</small> 吉田 <small>ちかくに</small> 周邦（公認会計士）		
議 事 概 要	議事 （1）令和3年度上半期の入札・契約の実施状況について （2）抽出工事に関する審議について （3）次回抽出委員の選出 ・菊田委員を選出 （令和4年度については、上半期と下半期の審査対象委員を入替る。）		
審 議 対 象 期 間	令和3年4月 1日 ～ 令和3年 9月30日		
審 議 対 象 件 数	[工事]	81件	[委託役務業務] 5件
内 訳	公募型指名競争入札	1件	
	条件付一般競争入札	22件	
	指名競争入札	49件	
	随 意 契 約	9件	5件
抽 出 案 件 数		4件	1件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答		意見・質問	回 答 等
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	○入札状況について動向に注意し、応札者が限定される傾向のある特殊な工事については、入札方法について工夫をしていただきたい。  ○入札不調及び随意契約のルールについて、適用条項を明確にし、その条項が適切であるか精査する事。		

## 別 紙

### 「1 議事（1）令和3年度上半期の入札・契約の実施状況について」

意見・質問	回 答 等
○随意契約の落札率が上昇した理由は何か。内容の分析をしているか。	随意契約9件のうち4件は他発注機関の道路改修に伴う上下水道管の移設、3件はエレベーターの改修等既存設備との連携のため相手方が特定されるもの、1件が災害の応急復旧工事となっている。相手方が1者に特定される中で、価格交渉を行ったうえで契約を行った結果この落札率となった。

### 「2 議事（2）抽出工事に関する審議について」

#### 1 道河第119号 篠尾大門線道路改良（その1）工事…指名競争入札

意見・質問	回 答 等
○今回の工事については事業の途中までということか。また、応札状況を見ると最低制限価格未満での失格者が多数あるが、その原因の分析を行っているか。	<p>同一場所について、年度ごとに分け順次工事を行っている。今回は盛土工事であり、今後舗装等の施工を行う。</p> <p>最低制限価格については中央公共工事契約制度運用連絡協議会という国の委員会で公表されている計算式を基に算定している。下請業者へのしわ寄せを防ぐためダンピング対策として国の指導もあり行っているものである。年度当初の工事発注件数が少ない時期でもあり、受注意欲が高まった結果予定価格未満での失格業者が多くなったと思われる。</p>
○辞退者が多かった理由は何か。	<p>4者辞退があったが、その他受注工事により技術者の配置等が困難であること及び人員の確保が出来ず工期内に工事の完成が出来ないためとなっている。業者にとっては、公共工事だけではなく民間の工事もあり、こういった結果になったと分析している。</p>
○先ほど、この案件は年度当初発注の工事であり、予定価格未満の厳しい数字で応札された業者が多かったとの説明があったが、多くの工事を受注している業者と、少ない業者に2極化して	<p>業者登録数では、福知山市の建設業者の登録は北部7市の中でとびぬけて多い。その中で公共工事を主にされている業者と民間工事を多くされている業者との間で差が生じていると思われる。</p>

<p>いるという事か。</p> <p>○土木一式工事については最低制限価格の算定が比較的容易だと聞くが、落札業者をあらかじめ定めてその業者が予定価格に近い金額で応札しその他の業者が最低制限価格を下回る額で応札するといったことはないか。</p>	<p>指名業者については他の指名業者についてお互いに分からない形で入札を行っているので、基本的にはそのような事は無いと考えている</p>
---	--

## 2 生環第701号 三河処分場整備工事…指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○本工事の変更内容及び変更理由について詳しく聞きたい。</p>	<p>着手前は、廃棄物の埋立てが終了し覆土が一定されていた。法令で覆土は50cmと決められているので、本工事での覆土の厚さを決定する為に既存の覆土の下の廃棄物の位置について試掘を行ったところ最終的な高さが計画よりも高くなった。</p>
<p>○法令で必要な覆土の厚みは事前に分かっていたのか。計画段階から現場の形状等に変更が無い状況で、変更契約に至った経過を聞きたい。</p>	<p>覆土の厚みについては事前に分かっていた。敷地の現況については測量等で事前に把握できるが、覆土の下の廃棄物がどの高さまで埋まっているかは、試掘を行わないとわからない。規模の大きな処分場では事前に試掘業務を実施した上で工事を発注するが、試掘に係る費用を考慮し、今回は工事に試掘を含んだ形で発注し、最終的な盛土量を決定したため変更が発生した。</p>
<p>○土木一式で登録されている業者全ての中から7者を選択したのか。</p>	<p>地域性を考慮して、土木一式登録のある業者から7者の指名を行った。</p>
<p>○事前の計画を正確に行う事で契約変更は避けられたのではないか。事前に試掘を行う費用が高額である為に工事に含んで発注したという事であれば、安易に変更を前提とした工事を発</p>	<p>契約監理課において、各事業課で作成された設計書について変更内容についての審査を行っている。変更内容、理由については根拠となる法令等を基に精査しているが、ご指摘の内容についても、当初の設計から十分な精査を行っていきたい。</p>

<p>注するのではなく、費用対効果の試算も含めたうえで計画の進め方について精査してほしい。</p> <p>○今後は土地をどのように活用するのか。</p> <p>○変更理由の中で土量は減っており、畦畔盛土と土嚢の製作設置が追加されている。増減の結果金額としては増額になったという事か。</p>	<p>現在は決定していない。処分場は、シートを張ったうえで廃棄物を載せシートに溜まった水を処理するという構造になっている。大きな建物を建てる場合には杭を打つ必要があるが、杭をシートの下まで打つことは難しいため、建物ではなく公園やグラウンド、太陽光発電システムの設置といったものを中心に今後について地元と協議を進める。</p> <p>土量の数量は減となったが、整地する中で余剰土が発生したため、余剰土については環境パークで行っている埋立て処分の現場へ運搬して活用したため、運搬費用が発生している。</p>
---	---

### 3 下水工第32号 和久市ポンプ場放流渠更生工事…公募型指名競争入札【JV】

意見・質問	回答等
<p>○令和2年度に同内容の工事を実施しているが、施工業者は同一か。また、JVを構成し本工事を施工する能力のある業者は何者あるのか。</p>	<p>1点目の質問について、昨年度も同内容の工事を実施したが、金額規模に違いがあり、昨年度は単体工事、本年度はJVで施工している。昨年度の施工者は本工事のJV構成員のうちの1者である。2点目について、A1等級の土木一式登録業者が21者あり、そのすべてに入札できる能力があると考えている。</p>
<p>○前回の入札時に応札者は何者あったか。</p>	<p>参加申請が2者あったが、最終応札者は受注者1者であった。</p>
<p>○入札の参加者数からみると、特殊な工事であり、今回の受注業者にしか施工が出来ないのではないかと感じられるが、入札には市外業者も参加できたのか。</p>	<p>参加要件として、市内の登録業者のみとしている。</p>

<p>○地域振興のために地元業者に限定することも重要だが、連続で応札者が1者しかなく落札率が高い状況がある。特殊な工事については競争性を確保する取組も必要ではないか。</p> <p>○本工事は応札者が1者となっているが、応札業者は応札者が1者である事を確認できる方法があるのか。</p>	<p>過去の管更生工事での応札状況について、平成27年度から10件管更生工事を発注している。平成27年度、28年度には2件発注し複数者の応札があり、平成29年度についても同様の状況であった。しかし平成30年度からは参加申請は複数あるものの、応札者が1者という状況が続いている。状況が変化していることを考慮し今後の入札の方法を考えて行きたい。</p> <p>確認できない仕組みになっている。</p>
---	--

#### 4 下水工第25号 公共下水道事業 場内ポンプ場流出ゲート更新工事…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○契約金額には器具の価格も含まれているのか。</p>	<p>機器の価格も含まれている。</p>
<p>○随意契約に至った経緯はどのようなものか。</p>	<p>随意契約を行う前に、同一内容の入札を試みた。その際、機械器具設置工種で登録の有る11者総てを指名したが、11者中応札が1者のみであったため不調となった。登録業者の内、応札意思があるものが1者のみであったため、応札意思を示した1者と随意契約を行った。</p>
<p>○随意契約に際しては複数者から見積もりを取ることが随意契約ガイドラインに定められているが、どう対応したのか。</p>	<p>本工事では設計金額を積算基準に則り積算しているため、その額に基づき随意契約を行った。</p>
<p>○この契約は入札を実施する場合と同様に受注者からの札入れで価格を決定したのか。</p>	<p>契約額は、受注者の札入れで決定しているが、その際の予定価格については積算基準に基づき積算を行い算出している。</p>
<p>○抽出番号3の工事では公募型指名競争入札であるため、応札者が1者でも入札が成立しているが、本案件では随意契約を行っている。なぜ契約方法が異なる</p>	<p>前出の案件は、公募型で広く入札参加者を募っており、その段階で応札者が1者であれば、相手方が特定されるものとして応札者と契約を行っている。指名競争入札については、指名から漏れた業者の中に</p>

のか。

○入札・契約の実施状況の中で、随意契約の落札率が高かったことが報告されているが、随意契約の落札率を下げる工夫は考えているか。

○公募型の場合は応札者が1者の場合でも入札が成立したものとして取扱い、指名競争入札の場合は不調として随意契約を新たに結ぶという事務処理について、明文化したものはあるか。また、随契理由について根拠としている条文について、入札者がいないときか、再度の入札を行って応札者がいないときとなっているが、今回は1度の入札で随意契約を行っているが、この事務処理についてどのように解釈されているのか。

○応札者が無ければ不調として処理されているが、処理を行うためには明文化された規定が必要ではないか。他の公共団体の中には明文化しHPに掲載しているところもある。今回の対応は入札者が無いときには当てはまらないのではないか。今後このような事務処理を行うのであれば明文化が必要ではないか。

○説明の通り、本案件に対しては適用された条文に当てはまらないと思われる。適用条項を見直すか、入札の方法を見直す必要があるのではないか。

施工可能な業者がある事も想定されるため、一律に不調とする運用としている。本案件では登録業者全てを指名しており、新たに指名する業者が無いため不調とした後に随意契約を行った。

入札不調により随意契約とした案件については、施工条件や工期設定が厳しいものが多く、工事に係る経費についても、より大きくなる傾向がある。落札率を下げる方法としては価格交渉を行う等の対応を取っているが、現場に応じた仮設等を設計図書に適正に反映した設計図書を作成し、入札に参加しやすい状況となるよう精査したい。

明文化されているか確認する。本案件での応札者は1者あったが、入札不調としたため、入札者が無いものと解釈し、登録業者の内、要件に当てはまる業者をすべて指名していたため、1者と随意契約を行った。

応札者が1者となった時に不調とすると明文化されたものは無い。今回の随意契約については別の条文を適用し事務処理をすべき案件だったと考えている。今後は、契約事務を行った上下水道部とも協議し条文の解釈について精査したい。

適用条文及び入札方法について精査する。

5 旧細見小学校 活用事業…公募型プロポーザル方式

意見・質問	回答等
<p>○まず、基準年額賃料は、どのような方法で決定しているのか。2点目として、本事業はプロポーザル参加者を一般公募した上で、応じられた業者が賃借申し出価格を決定するのか。3点目として、プロポーザル時の外部有識者2名の選定方法について聞きたい。</p>	<p>申し出価格については福知山市財務規則にある、普通財産の貸付の算定基準に基づき固定資産評価額を基に決定している。</p>
<p>○プロポーザル時に申し出があればより高い料金を徴収できるのか。また、選定に際して2名の有識者が挙げられているが、何人で優先交渉権者を選定するのか。</p>	<p>基準年間賃料については、プロポーザルの中で申し出価格より高い金額で提案してもらう。外部有識者の他、関係する部署の部課長が審査員となる。</p>
<p>○会議の構成員は何人か。</p>	<p>外部有識者2名と関連部署の部課長7名とを合わせ9名。</p>
<p>○具体的にはどのような提案があったのか。</p>	<p>複合商業施設としての運用を提案された。</p>
<p>○建物の改修にかかる費用負担はどうなっているのか。</p>	<p>相手方のリフォームを可能とするため、建物は無償貸し付けとしている。企画提案時に改修費用も含めた形で収支計画を提出してもらっている。</p>
<p>○集客は見込めるのか。</p>	<p>具体的な計画も示されている。学校施設は規模が大きいため、段階的に改修し、営業範囲を広げる計画となっている。</p>
<p>○建物は無償だが改修費用は総て受注者が負担しビジネスを展開するという理解でよいか。</p>	<p>現在校舎の維持に一定のコストがかかっているため、敷地の建物総てを貸し出すことで、市としてはコストメリットもあり、賑わい創出にもつながる提案であると考えている。</p>

<p>○賃料は土地だけにかかるということ でよいか。</p>	<p>そのとおりである。建物の改修を自由としている ので、事業面でのリスクは少ない計画であると考え ている。</p>
<p>○採点割合について外部委員と庁内の 委員の点数配分はどうなっているのか</p>	<p>表により説明</p>
<p>○2名の外部委員の間で点数にばらつ きが有る。市民が納得できる評価方法と してほしい。</p>	<p>主観的な評価であり委員による評定のばらつきは あり得るが、ばらつきについて調整する仕組みもあ る。今後も廃校利用のプロポーザル案件は計画され ているので、納得できる評定方法について検討した い。</p>
<p>○土地は定期賃貸借契約とし、無償の建 物についても、賃貸契約を締結するの か。</p>	<p>その通りである。廃校の利活用については様々な 方法があり自治体によって考え方は異なっている。</p>
<p>○造作の改修は借主が行うが、契約終了 時にはどうなるのか。</p>	<p>基本的には現状復旧という契約である。</p>